14

から、地下水質等の保全が総合的に図れるよう新たな制度の構築に努められたい。

また、地下水は有限であるとともに有用な資源であり、地下水の涵養とその利用の適正 化を図る観点から、地下水利用のあり方についても検討されたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

(琵琶湖環境部琵琶湖再生課)

地下水質等の保全を総合的に図るため、平成18年3月から環境審議会において検討が進 められ、平成18年12月に地下水汚染の未然防止および早期発見、早期対応、地下水涵養の 促進、情報公開等について盛り込まれた「滋賀県の地下水質等の保全のための総合対策に ついて」と題する答申がされた。

答申を踏まえ、新たな制度の構築について検討を進めることとした。

監査結果報告年月日 | 平成18年11月17日

監査の意見

(8)環境学習地域リーダーの活用について

環境保全行動につながる環境学習を推進する拠点として「環境学習支援センター」を開 設し、環境学習に関する情報や交流機会の提供、指導者の育成などに取り組んでいる。

「環境学習支援センター」で開催した環境学習地域リーダー養成講座の受講者が地域で の環境学習の場づくりを担い、多彩な学習機会が提供されるよう、その積極的な活用と人 材育成に努められたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

(琵琶湖環境部環境政策課)

平成17年度に実施した環境学習地域リーダー養成講座は、「地域で環境保全活動に取り 組んでいる人または環境問題に関心のある人で、今後、環境学習の場づくりに積極的に関 わる意欲のある人」を対象として受講者を募集した。

この結果、環境に関わるNPOやボランティア活動に参加している人、子ども会などの地 域団体で環境学習の場づくりを実践している人、市町環境課などで仕事として環境学習に 関わっている人など、環境保全活動や環境学習の場づくりに取り組んでいる人たちが多数 参加し、今後の取組に向けてのスキルアップや交流の輪を広げる機会となった。

これらの受講者は本講座での学びを実践に活かす場や機会をすでに持っているので、講 座で知ったフィールド、プログラム、講師等を各々の場づくりに活用していただけるもの と期待している。

また、環境学習支援センターでは、講座の修了者に環境学習情報メールマガジン「そよ かぜ」を配信し、研修や実践機会などの情報提供サービスを通じて、修了者の資質向上を 促し、指導者として地域の場づくりを担えるよう支援している。

更に、受講終了後に受講者相互が交流したいという要望に応えて、意見交換の場を提供 するなどの支援を行った。今後、指導力のある受講者を「教えてくれる人」として環境学 習情報ウエブサイト「エコロし~が」に登録するなど、地域や学校での活躍の機会が広が るよう支援していく。

監査結果報告年月日 | 平成18年11月17日

監査の意見

(9)バイオ燃料の普及について

しが新エネルギー導入戦略プランに基づき、バイオ燃料の普及と利用拡大を目指す、バ イオ燃料を用いた定期路線バスを民間事業者により運行する「湖国を走るバイオ燃料バ ス」パイロット・モデル事業を実施しているが、地球温暖化対策や資源循環システムの構 築のため、バス路線の拡大を図るなど、より一層バイオ燃料の利用促進に向けた取り組み を推進されたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

(琵琶湖環境部環境政策課)

バイオディーゼル燃料 (BDF) に代表されるバイオ燃料については、平成16年度より安 定的な需要先を確保することで、バイオ燃料製造事業者の育成を図り、環境と経済の両立

外

を目指した資源循環システムを確立する観点から「湖国を走るバイオ燃料バス」パイロッ ト・モデル事業を実施しており、県内でバイオ燃料を用いた事業モデルが確立しつつあ

平成19年度においては、バイオ燃料についての更なる展開を図るため、本事業により運 行するバスの車体全面にバイオ燃料利用をPRする「ラッピング広告」を施した新車輌を 新たな路線に2台投入することを予定しており、これらの媒体を通じて、この取り組みを 広く発信していく。

監査結果報告年月日 | 平成18年11月17日

監査の意見

(10) 淡海エコフォスター事業について

県が管理する公共的場所の美化および保全のため、県民、事業者等が当該場所を愛情と 責任を持ってボランティアで美化清掃を行っていく淡海エコフォスター制度が平成12年度 に創設され、平成15年度から参加団体の確保を組織目標に位置づけ取り組まれた結果、平 成17年度末で活動団体数は406団体に達している。

今後も環境美化意識の高揚を図るため、参加団体数や実施区域の拡大を図るとともに、 その活動状況を的確に把握するなど、地域に根ざした自立的な環境美化活動に発展するよ う努められたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

(琵琶湖環境部循環社会推進課)

淡海エコフォスター事業は県の組織目標に掲げ推進を図ってきた。平成17年度末には目 標としていた400団体を上回る406団体から同意をいただいたが、平成18年度においても、 引き続き環境美化意識の髙揚を図るため、県民や地域住民団体等に対し本事業への参加を 呼びかけ、参加団体の確保に努めたところ、平成18年度末には478団体に増加し、実施区 域の拡大が図れた。

事業実施報告書の提出時に聞き取りをするなどして活動状況の把握に努めているが、今 後は、アンケート調査の実施や環境美化監視員との情報交換を図るなど地域に根ざした環 境美化活動となるよう努めていく。

監査結果報告年月日 | 平成18年11月17日

監査の意見

(11)各種監視員等の連携について

琵琶湖環境部において設置する環境美化監視員、産業廃棄物不法投棄監視・指導員、森 林保全巡視指導員、県営林管理員、自然保護監視員および琵琶湖レジャー利用監視員につ いては、それぞれの設置目的により業務遂行されているが、活動エリアが重なるところも あるので、互いに連携を図りながら、廃棄物の不法投棄の情報を共有し合うなど、効率的 かつ効果的な業務の遂行に努められたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

(琵琶湖環境部琵琶湖再生課、循環社会推進課、森林保全課、自然環境保全課)

琵琶湖環境部で設置する各種の監視員等は、活動中設置目的の業務に加え、不法投棄、 建設廃材等の野焼き、標識・道標等の破損状況の把握に努めるものとし、その確認をした ときは所定の情報を把握して連絡しあうことにより、情報の共有化を図ることとした。

監査結果報告年月日 | 平成18年11月17日

監査の意見

(12)特定鳥獣保護管理計画等に基づく獣害対策の推進について

獣害対策については、防護柵の設置あるいは駆除等により取り組みが進められている が、依然として多くの被害が発生している。

今後もこのような状況が続けば、農林業さらには日常生活にも深刻な影響を及ぼすこと も予想されることから、特定鳥獣保護管理計画等に基づき、適正な個体数管理や狩猟者の 育成・確保も含めた被害防除対策を講じるとともに、各地域協議会の運営強化を図るなど 総合的な対策の推進に努められたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

(琵琶湖環境部森林保全課、自然環境保全課、農政水産部農業経営課)

県では、「鳥獣保護法」(略称)に基づいて、平成14年度にニホンザルについて、平成17年度にニホンジカについて、「特定鳥獣保護管理計画」を策定し、個体数調整に取り組んでいる。

また、有害鳥獣の駆除に寄与している狩猟者が漸減傾向にあり、かつ、高齢化していることに鑑み、狩猟者の技能の維持または向上を図るため、従来の有害鳥獣捕獲従事者指導委託に加え、一連の「獣害対策推進プロジェクト」の中で平成18年度から射撃技能向上のための講習会の開催に対する助成を行うこととした。

さらに、平成18年3月に制定された「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例」に基づいて、関係機関、地域の関係者が一体となって獣害対策に取り組む体制づくりを進めるため、各地域協議会の活動を一元化し、地域ぐるみの総合的対策を促進している。

また、平成16年度末より、農林業分野の県試験研究機関や県立大学環境科学部で構成する「野生獣被害防止対策支援チーム」を設置し、科学的根拠と技術開発の成果をもとに獣害対策地域協議会に対する技術支援を行っている。

獣害対策については、これまで有害鳥獣の駆除や防護柵の設置等の被害防止対策を実施してきたが、依然として、ニホンジカ、ニホンザル、イノシシなどの野生鳥獣による農林業被害が発生しているため、平成18年度から「獣害対策推進プロジェクト」を部局横断的な戦略事業として立ち上げ、琵琶湖環境部、農政水産部、地域振興局(県事務所)等関係部局が緊密に連携、分担し、獣害対策に取り組むこととした。さらに、これまでの有害鳥獣の駆除や防護柵の設置等の被害対策と併せ、農業者自らが緩衝地帯の造成や追い払い、里のエサ場価値を低くする取組等を加えた総合的な対策に重点を置くこととし、地域ぐるみによる広い範囲での効率的かつ効果的な対策を進めている。

監査結果報告年月日 | 平成18年11月17日

監査の意見

(13)外来魚リリース禁止の定着について

異常繁殖しているブルーギルやブラックバス等の捕獲駆除を促進し、琵琶湖本来の生態系を回復していくため、平成15年度から「ノーリリースありがとう券事業」を実施するなど、釣り等のレジャー活動で捕獲された外来魚のノーリリースの取り組みが進められているが、琵琶湖釣りルールとして定着し、より一層広がりのあるものとなるようその推進に努められたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

(琵琶湖環境部琵琶湖再生課)

県では、釣り人がリリース禁止に協力しやすい環境を整備するため、主な釣りのポイントに外来魚の回収ボックス(40基)や回収いけす(28基)を設置している。また、平成18年度は、「琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例」の施行4年目となり、レジャー利用の側面から琵琶湖の環境保全を推進する「琵琶湖ルール」のさらなる広がりをめざすため、「ノーリリースありがとう券事業」を発展的に解消し、「みんなでひろめよう琵琶湖ルールの輪事業」として「びわこルールひろめよう券」を発行し、外来魚のノーリリース、プレジャーボートの航行規則の遵守等といった「琵琶湖ルール」を広め、さらに定着化を図ることとした。

このような考えの下、平成17年度の約1.8倍のひろめよう券を発行し、組織目標である 外来魚の回収量、20トンを達成することができた。

外来魚のリリース禁止については、多くの釣り人の協力により、その取組の輪は着実に広がりつつあり、一定の成果が表れていると考えられるが、リリース禁止の範囲を琵琶湖以外の河川、ダム湖、ため池など県下全域に拡大したところであり、ノーリリースをさらに広げる取組を実施していく。